

生涯スポーツ優良団体表彰要項

この要項は、公益財団法人東京都スポーツ協会（以下「協会」という。）表彰規程第11条に基づき、協会の加盟団体に加盟する団体であって、組織的にスポーツ活動を実施しており、その活動が組織内活動にとどまらず、地域のスポーツ振興と健全な発展に寄与し、または地域社会や職場における生涯スポーツの振興に貢献した団体に対して表彰を行うことを目的とする。

- 1 被表彰候補団体の推薦基準は次のとおりとする。
 - (1) 加盟団体に組織的にスポーツ活動を実施しており、その活動が組織内活動にとどまらず、広く地域のスポーツ振興に寄与しているもの
 - (2) 団体設立後5年以上経過し、年々スポーツ活動が向上していると真に認められる団体であること。
 - (3) 過去において生涯スポーツ優良団体（体育優良団体）として、本協会をはじめ、東京都知事、東京都教育委員会、東京都生活文化局、東京都生活文化スポーツ局、東京都スポーツ振興局、東京都オリンピック・パラリンピック準備局の表彰又は国の表彰を受けた団体は対象としない。
ただし、生涯スポーツ優良団体（体育優良団体）として表彰され、満15年を経過した団体については、推薦の対象とすることができる。
- 2 被表彰候補団体の推薦
加盟団体は選考委員会等を開き、その議を経て表彰候補団体1団体を推薦する。

附 則

- 1 この要項は、昭和57年7月23日から施行する。
- 2 この要項は、平成24年4月1日（公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日）から施行する。
- 3 この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この要項は、令和6年4月1日から施行する。